

第26回南木曾町リニア対策協議会開催される

第26回南木曾町リニア対策協議会が、5月9日に南木曾会館で開催されました。

今回は、進捗状況などについてJR東海及び鉄道運輸機構より報告がありました。その後、協議会が求めている基本的な協定書に相当する「確認事項（案）」が示されJR東海と町からの説明があり、内容について協議されました。

協議の結果、「確認事項（案）」について改めて協議会委員から町に意



見質問を提出してもらいJR東海に回答を求めることとなり、その上で協議会の理解が得られた場合には「確認事項」を締結・公表することが確認されました。

進捗状況などについて

鉄道運輸機構からの説明

①山口工区の進捗状況について

昨年11月から斜坑の掘削を開始しています。4月に陥没事故が発生させ皆様にご心配をおかけしています。調査を行っており原因の追究と対策の検討をしています。今後、安全対策が実施できたと確認できた段階で工事を再開したいと考えています。

JR東海からの説明

②中央アルプストンネル（萩の平・広瀬）契約について

今年2月に施工業者が清水建設・三井住友建設・東急建設の3社JVに決定しています。

③妻籠水道水源保全地区における観測井について

深井戸、浅井戸それぞれ今年4月から測定を開始しています。

④尾越非常口周辺の調査実施について
6月から測量・地質調査等を行います。

確認事項（案）について

①位置付け

確認事項は、協議会が求めてきた基本協定書に相当するもので、これからの事業の進め方や基本的な考え方をまとめたものです。発生土置き場のことや、工事用車両の通行の取り決め、あるいは水道水源の事前対応などについて、確認事項を締結後に具体的な検討を進めて、改めて文書で取り決めていこうとするものです。

②確認事項（案）

中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項（案）

中央新幹線の建設にあたり、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）は、工事の安全、環境の保全、地域との連携を重視して進めることとしているが、南木曾町、J

R東海、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「機構」という。）及び長野県は、今後、以下の事項について相互に連携・協力して誠実に取り組むものとする。

1 JR東海は、必要な発生土置き場（仮置き場含む）を確保した後にトンネル（斜坑含む）掘削を行う。

2 JR東海は、発生土置き場（仮置き場含む）、作業ヤード及び工事用道路の造成着工前に、施工方法、安全性及び管理方法について、わかりやすく説明する。

3 工事用車両の運行に係る時間帯や安全対策等に関すること、発生土置き場の管理（仮置き場含む）等に関するものは、必要により別途文書で確認を行う。

4 JR東海は、長野県及び南木曾町に提出する環境保全計画に基づき、環境の保全に努めるものとする。

また、JR東海は、長野県環境保全条例第6条及び長野県指令29水大第378号（平成30年3月

27日付)の知事同意の条件に基づき必要な対策を行う。なお、当該対策を行うにあたって別途文書で確認を行う。

5 上記の実施にあたり、疑義または予測できない問題や課題が新たに発生した場合は、4者が協議して解決する。

③補足説明 (JR東海)

1 発生土置き場が確保できない状態で掘削をしない。

2 工事を行う前に説明会でわかりやすく説明する。説明なしに工事はしない。

3 工用車両の運行については事前に町・地元と確認し約束する。発生土置き場の状況によって文書で管理方法等について取り交わしを行う。

4 妻籠水道水源保全地区における行為の事前協議に対する長野県からの知事同意条件及び長野県水環境保全条例第6条の事業者の責務をしっかりと守っていく。具体的には、妻籠・向ヶ原・高山高区の3つの水源に万が一の時に影響が生じないよう事前の対策を行う。

5 確認事項にない事柄が新たに生じた場合は、しっかりと協議して解決する。

※長野県水環境保全条例

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の水環境に与える影響にかんがみ、自ら進んで水環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、県及び市町村が実施する水環境の保全のための施策に協力しなければならない。

④質疑応答

主な質問及び回答は次のとおり

Q 確認事項(案)になつていますが、基本協定を結ぶという点で今まで考えてきたので、基本協定ではないのですか。

A JR東海

確認事項は、基本的に基本協定と同じ位置付けだと認識しています。町との最初の約束事と認識しています。

Q 妻籠、向ヶ原、高山高区の水源地について万が一の時の影響が生じないように対策を行うとの説明ですが、具体的に記載ができないのですか。

A JR東海

3つの水源が蘭川左岸にあるので影響のない右岸側から水源を確保しておいた方がよいと考えています。

そこからトンネルを掘った時に影響がでたとしてもすぐに対応できるように水道を引くことを考えています。具体的にどこからどこまで何をつくらなければならないかについては調整をしていきます。改めて調整できた段階で示すことができます。と思います。

Q 発生土仮置き場に計画を超えて、さらに積まれていくこともありえる。仮置き場のポリウレムの制限を記載するか、今後の協議で対応すべきではないか。

A 町

確認事項(案)に「発生土置き場の管理(仮置き場含む)等に関することは必要により別途文書で確認を行う」とあるので、協議をしていくことになると思います。

Q 沢の水が枯れた場合の農業用水や絶滅危惧種を含む動物への対応はどのように考えていますか。

A JR東海

農用水の場合、利用しているところが利用できなくなった場合には代替りのものを作りますし、希少な動物がいて棲めなくなった場合もしっかり対策を行います。

Q 別途文書、確認文書はどのように作成していくのですか。

A JR東海

状況によりですが、基本的にはJR東海と町とで協議し作成します。

確認事項がベースとなり、発生土・水道水源など個々の事項については改めて取り決めをし、必要によって文書を交わすことを提案させていただきます。

次の段階の具体的なことについても町で責任を持って対応・交渉し、段階により協議会と協議して住民の皆様にご話をしていきます。

職員紹介

4月より長野県から派遣され、もっと元気に戦略室総合戦略係に配属されました。ニア対策専門幹の柴山仁と申します。町民の皆さんと一緒に課題に向き合い、対策を進めてまいります。

